

議事要旨(4)「四半期会計基準専門委員会における検討状況」

四半期会計基準専門委員会は現在までに8回開催されている。現在は、四半期会計基準開発にあたっての論点のうち、主に財務諸表の利用者と作成者で意見が分かれている論点を中心に審議を行っており、11月中旬より四半期会計基準に関する論点整理の文案の検討に移る予定である(資料「審議事項(4)-2 四半期会計基準委員会での当面の検討スケジュール」参照)。本委員会においては、「四半期特有の会計処理」に関する主な論点(その1)として、下記の項目について、専門委員会での審議状況の説明を行った(資料「審議事項(4)-3 四半期特有の会計処理(その1)」参照)。

〔四半期特有の会計処理に関する主な論点〕

- 基本的なスタンス(収益・費用の認識測定)

第1回専門委員会(7月20日)において、四半期会計基準の開発にあたっては、「実績主義」を基本としながらも、現行の中間財務諸表作成基準より弾力的な取扱いを認める方向で検討していくことが望ましいとの意見が多数を占めており、それを踏まえて四半期特有の処理に関する論点の検討を行っている。主要な論点としては、実績主義に基づいた場合でも、経済的実態をより適切に示すものとして、営業費用に関して繰延処理及び繰延計上が認められる場合があるかという点(原価差異の繰延処理や後入先出法による棚卸資産の売上原価の修正)と、適時な四半期財務諸表の開示のためには、どの項目でどのような簡便的な会計処理が認められる必要があるのかという点についてである。

- 売上債権

一般債権及び貸倒懸念債権に対する貸倒見積高はどのように算定するのか。

- 有価証券・デリバティブ

有価証券の認識基準、その他有価証券の時価評価、減損処理(洗替処理の要否を含む)を行うのか、デリバティブの時価評価、ヘッジ会計の取り扱い方について。

- 棚卸資産

実地棚卸の省略は可能か、低価法を採用している場合の評価損(洗替処理の要否を含む)や原価法での強制評価減はどのように取り扱うのか。

- 固定資産

減損処理を行うのか、減価償却費はどのように算定するのか。

- 経過・未経過勘定

四半期毎に厳密な算定を行う必要があるのか。

資料「審議事項(4)-3 四半期特有の会計処理(その1)」に示された検討の方向性に関して、委員から特に質問はなかった。

以上